

第6号様式（第10条関係）

行動計画達成状況報告書

令和8年4月22日

千代田区教育委員会教育長 殿

事業所名 株式会社APPLILAB
代表者名 菅野 壮紀
所在地 東京都千代田区九段北1-12-4
徳海屋ビル9F
担当者氏名 阿部 麻里
電話番号 03-6826-3050
メールアドレス member@applilab.co.jp

策定した行動計画について、令和 年度の達成状況を下記のとおり報告します。

達成目標及び対策の実施内容	目標の達成状況
次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 目標1：時間外労働協定における特別条項の延長することのできる時間数及び休日労働の1ヶ月の時間数の短縮をする。 次世代育成支援対策の内容として定めた事項（複数可） 令和7年4月～ 時間外労働発生状況を把握し、役職者へ情報共有を行う 令和7年9月～ 管理者に時間外労働に関して周知する 令和7年12月～ 届出を提出する	令和7年4月分より、時間外労働発生状況を把握し、役職者へ情報共有を行っている。勤怠が月末締めのため、翌月第1週に継続して情報共有を行っている。 令和7年4月分より、管理者に時間外労働に関して周知を行っている。毎月中旬、時間外労働発生状況の経過を報告し、加えて9月には時間外労働が45時間を超えないように周知している。 令和7年12月の届出は行ったが、特別条項の延長することのできる時間数及び休日労働の1ヶ月の時間数の短縮へは至っていない。理由としては新規プロジェクト稼働につき緊急の顧客対応の発生が予想されたため。令和8年12月の届出時に短縮を目指している。
次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 目標2：子どもの学校行事への参加のための休暇制度の導入、1名以上の利用 次世代育成支援対策の内容として定めた事項（複数可） 令和7年5月～ 従業員のニーズの把握、検討開始 令和7年9月～ 制度の導入、社内掲示板等で社員への周知、制度に関する説明会の	令和7年5月、従業員のニーズの把握のため社内ミーティングを実施した。参加者は子を養育する社員とし、子どもの年間行事の把握、親も参加する行事の頻度や時期、要望等のヒアリングを実施し検討を開始した。 令和7年9月、子の行事への参加も含めた休暇の先駆けとして祖父母育児休暇の導入を決定した。 令和7年12月、制度に関する説明会を全社員対象に

実施	行った。 令和 8 年 1 月 1 日付けで制度が施行されたが、利用者は現時点でいない。
次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 目標 3: 全社員の年次有給休暇の取得日数を 1 年間平均 7.5 日以上とする 次世代育成支援対策の内容として定めた事項 (複数可) 令和 7 年 4 月～ 取得状況を適宜確認し、役職者へ情報共有を行う 令和 7 年 4 月～ 社内掲示板等で有給休暇取得を奨励	令和 7 年 4 月より取得状況を確認し、役職者へ情報共有と有給休暇取得の奨励を周知した。 令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日の 1 年間の年次有給休暇平均取得日数は 12.1 日となっている。(対象は集計期間の 1 年間在籍していた全社員)
次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 目標 4: 男性の育児休業取得率 100%とする 次世代育成支援対策の内容として定めた事項 (複数可) 令和 7 年 11 月～ アンケートを実施 令和 7 年 12 月～ 社内で育児休業に関する説明会を行う	令和 7 年 10 月、役員を除く全男性従業員対象にアンケートを実施した。 令和 7 年 12 月、社内で全社員を対象に育児休業に関する説明会を行った。 計画開始の令和 7 年 2 月 1 日以降、育児休業取得対象となる男性従業員はいないが、過去の実績として男性の育児休業取得率は 100%となっている。
次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 目標 5: 管理職の意識の向上 次世代育成支援対策の内容として定めた事項 (複数可) 令和 7 年 11 月～ 研修内容の検討 令和 7 年 12 月～ 管理職に向けて研修の実施	令和 8 年 2 月から研修内容を検討し、時間外労働に関しては周知や管理が浸透してきていることから、休憩取得に関する研修を行うこととした。 令和 8 年 3 月、管理職に向けて休憩取得に関する研修を実施した。
次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 目標 6: 全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月 30 時間未満とする 次世代育成支援対策の内容として定めた事項 (複数可) 令和 8 年 1 月～ 時間外労働発生状況を把握し、役職者へ情報共有を行う 管理者に時間外労働に関して周知する	令和 8 年 1 月から目標 1 の取組と同様、時間外労働発生状況を把握し、役職者へ情報共有を行っている。勤怠が月末締めのため、翌月第 1 週に継続して情報共有を行っている。 令和 8 年 1 月から 3 月の全社員の時間労働時間の平均は 20 時間未満であり、休日労働は発生していない。

※達成目標として定めた事項が 3 項目以上になり記入欄が不足する場合は、表をコピーしてお使いください。(割印は不要です。)

※目標の達成状況を客観的に確認できる書類を本報告書に添付してください。

